

令和2年5月26日

保護者の皆様

港区子ども家庭支援部

子ども家庭支援センター所長 安達 佳子

緊急事態宣言解除後の一時預かり事業の運営について

日頃より区の子育て支援施策にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

区では、令和2年4月7日（火）に国の緊急事態宣言が行われたことを受け、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に向けて、緊急事態宣言期間である令和2年5月31日（日）まで、一時預かり事業利用者の皆様に、可能な限り利用の自粛を強くお願いしているところです。

国の緊急事態宣言は、昨日解除されましたが、東京都においては、段階的に休業要請が緩和されていく状況であることから、令和2年5月31日（日）までは、現在の利用の自粛要請を継続いたします。

令和2年6月1日（月）から令和2年6月30日（火）までの間は、新しい生活様式を踏まえた安全な保育環境を段階的に整えていくための期間として、可能な限り利用の自粛へのご協力をお願いいたします。また、利用する場合は、利用時間の短縮へのご協力をお願いいたします。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。